



県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和8年3月26日(木) 号外(第5号)

目次

ページ

条 例

○群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例(デジタルトランスフォーメーション課)	2
○群馬県行政手続条例の一部を改正する条例(総務課)	3
○群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	4
○「群馬パーセントフォーアート」推進条例の一部を改正する条例(文化振興課)	6
○ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(生活こども課)	7
○群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(こども・子育て支援課)	7
○群馬県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例(県民活動支援・広聴課)	8
○群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例の一部を改正する条例(健康福祉課)	8
○群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例(医務課)	9
○群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例(健康長寿社会づくり推進課)	9
○群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例(薬務課)	10
○群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例(国保医療課)	10
○群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例(食品・生活衛生課)	11
○群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例(廃棄物・リサイクル課)	12
○群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(林政課)	18
○群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(農業構造政策課)	19
○群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(地域企業支援課)	19
○群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(観光リトリート推進課)	20
○ツーモグンマの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(eスポーツ・クリエイティブ推進課)	21
○群馬県立公園条例の一部を改正する条例(都市整備課)	22
○群馬県県営住宅管理条例の一部を改正する条例(住宅政策課)	22
○群馬県公契約条例(会計管理課)	23
○群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例(学校人事課)	25
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(同)	26
○群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例(同)	27
○群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(企業局総務課)	29
○群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例(病院局経営戦略課)	29

条 例

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第九号

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成十七年群馬県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第三百十八条の四第二項に規定する規程及び地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十条に規定する企業管理規程を含む。）をいう。

第二条第三号中「代表者を含む。」の下に「をいう。」を加える。

第三条第一項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「」を使用して行わせる」を「以下同じ。」を使用する方法により行う」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受ける」に改め、同条第四項中「第一項の場合において、県の機関は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の二項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料又は使用料の納付の方法が規定されているものを第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料又は使用料の納付については、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であつて県の執行機関等が定めるものをもってすることができる。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等（第六項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第五項までにおいて同じ。）」とする。

第四条第一項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「その他のその方法が規定されている」に、「（県の機関の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使用する方法により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に、「当該処分通知等に」を「当該条例等その他の当該処分通知等に」に改め、同条第三項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第四項中「、県の機関は」を削り、「より」を「において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、同条に次の一項を加える。

5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうちに第一項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合として県の執行機関等が定める場合には、県の執行機関等が定めるところにより、当該処分通知等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第二項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行われた処分通知等（第五項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第四項までにおいて同じ。）」とする。

第五条第一項中「県の機関は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、

「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「縦覧等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を「より」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加える。

第六条第一項中「県の機関は、」を削り、「より書面等」を「おいて書面等」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第二項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に改め、「を書面等により行うものとして規定した作成等」を削り、「条例等の規定に規定する」を「他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の下に「当該条例等その他の」を加え、同条第三項中「第一項の場合において、県の機関は、」を「作成等のうち」に、「より」を「おいて」に、「としているもの」を「が規定されているものを第一項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削る。

第十条を第十一条とし、第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条の次に次の一条を加える。

(添付書面等の省略)

第八条 申請等をする者に係る住民票の写し、戸籍又は除かれた戸籍の謄本又は抄本、登記事項証明書その他の県の執行機関等が定める書面等であつて当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、県の機関が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。)の利用その他の措置であつて当該書面等の区分に応じ県の執行機関等が定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用して、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入力し、又は参照することができる場合には、添付することを要しない。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十号

群馬県行政手続条例の一部を改正する条例

群馬県行政手続条例(平成七年群馬県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十五条第三項中「その者の氏名、同項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の一項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第一項第三号及び第四号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。

この場合においては、当該措置を開始した日から二週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第十六条第一項中「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に改める。

第二十二条第三項中「第十五条第三項」及び「同条第三項」の下に「及び第四項」を、「と、」の下に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から二週間を経過した」を削り、「掲示を始めた」を、「当該措置を開始した」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「同項第三号」を「同条第四項中「第一項第三号」に、「同条第三号」を「第二十八条第三号」に、「同条第三項後段」を「同条第四項後段」に、「第十五条第三項後段」を「第十五条第四項後段」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年五月二十一日から施行する。
(経過措置)

2 この条例による改正後の第十五条第三項及び第四項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十一号 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第八条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第四条第四項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第五条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める額)並びにこれに第十二条の二の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第二条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して人事委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から人事委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、人事委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初

任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして、人事委員会規則で定めるものには、人事委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に必要事項は、人事委員会規則で定める。

第十二条の六第一項第二号中「及び次項」を、「次項及び第四項」に改め、同条第二項中「第四項」を「第五項」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号中「次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「七万八十円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める」に改め、同号イからワまでを削り、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が人事委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（人事委員会規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間につき、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場等の料金の相当する額として人事委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第十七条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

（群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年群馬県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第八条の三」を「第九条」に、「及び第二十一条から第二十一条の三まで」を、「第二十一条及び第二十一条の二」に改める。

（群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十四年群馬県条例第

六十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第八条の三」を「第九条」に、「第十一条の三」を「第十一条の四」に改め、同条第四項中「第八条の三」の下に「、第九条」を、「第十一条の三」の下に「、第十一条の四」を加える。

第十条第四項中「、第四条、」を「から第四条まで、」に改める。

（群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第四条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和四年群馬県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この条例による改正後の」及び「（以下「改正後の条例」という。）」を削る。

附則第三条第一項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に、「群馬県職員の給与に関する条例」を「同条例」に改め、同条第四項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に改め、同条第五項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に改め、同条第六項中「改正後の条例」を「群馬県職員の給与に関する条例」に改め、同条第七項中「、第五項及び第七項」を「及び第三項」に改め、「並びに改正後の条例第五項第三項、第四項及び第六項」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（職員の修学部分休業に関する条例等の一部改正）

2 次に掲げる条例の規定中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

一 職員の修学部分休業に関する条例（平成十七年群馬県条例第十号）第三条第一項

二 職員の高齢者部分休業に関する条例（平成十七年群馬県条例第十一号）第三条第一項

「群馬パーセントフォーアート」推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第十二号

「群馬パーセントフォーアート」推進条例の一部を改正する条例

「群馬パーセントフォーアート」推進条例(令和五年群馬県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「寄附」の下に「(以下単に「寄附」という。)」を加える。

第十一条を第十八条とし、第十条を第十七条とし、第九条の次に次の七条を加える。

(基金の設置)

第十条 第八条の施策に資する事業を推進するため、群馬パーセントフォーアート推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第十一条 基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

(管理)

第十二条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第十三条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第十四条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第十五条 基金は、第十条に規定する事業に要する経費の財源に充てる場合に限

り、これを処分することができる。

(寄附)

第十六条 寄附があつたときは、その趣旨を踏まえ、これを一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十三号

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ぐんま男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成二十一年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「設置」の下に「等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 センターは、前項に規定するもののほか、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)第十八条第二項の拠点としての機能を担うものとする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十四号

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十六年群馬県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表第六条第一項の項中「第十四条第六項」を「第十四条第七項」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十五号
群馬県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例

群馬県公益認定等審議会条例(平成十九年群馬県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三条中「公益法人」の下に「若しくは公益信託(公益信託に関する法律(令和六年法律第三十号)第二条第一項第一号に規定する公益信託をいう。)」を加える。

第五条及び第六条中「ものとする」を削る。

第七条第二項中「政治団体」を「政治的団体」に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第五条、第六条及び第七条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十六号

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例の一部を改正する条例

群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例(昭和二十四年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

群馬県衛生環境研究所手数料条例

第一条第一項中「及び群馬県食品安全検査センター」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(群馬県食品衛生法施行条例の一部改正)

2 群馬県食品衛生法施行条例(平成十二年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二条中「群馬県衛生環境研究所及び群馬県食品安全検査センター手数料条例」を「群馬県衛生環境研究所手数料条例」に改める。

群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十七号

群馬県医師確保修学研修資金貸与条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「二人」を削る。

一 群馬県医師確保修学研修資金貸与条例(平成十八年群馬県条例第十三号)第四条第一項

二 群馬県緊急医師確保修学研修資金貸与条例(平成二十年群馬県条例第三十二号)第四条第一項

三 群馬県医学生修学資金貸与条例(平成二十二年群馬県条例第十三号)第四条第一項

四 群馬県医師研究資金貸与条例(平成二十三年群馬県条例第十一号)第四条第一項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の群馬県医師確保修学研修資金貸与条例、群馬県緊急医師確保修学資金貸与条例、群馬県医学生修学資金貸与条例及び群馬県医師研究資金貸与条例の規定は、この条例の施行の日以後に修学研修資金、修学資金又は研究資金の貸与を受ける者について適用し、同日前にこれらの貸与を受けた者については、なお従前の例による。ただし、知事がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第十八号

群馬県がん対策推進条例の一部を改正する条例

群馬県がん対策推進条例(平成二十二年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第二号中「影響」の下に「、がんの原因となるおそれのある感染症、性別、年齢等に係る特定のがん及びその予防」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条の次に次の一条を加える。

(女性に特有のがん対策の充実)

第六条の二 県は、女性に特有のがんが他のがんに比して若年期から発症することに鑑み、女性に特有のがんについて、その種類による特性及びがん罹患しやすい年齢を考慮したがんの予防に関する正しい知識の普及啓発を図るとともに、がん検診を受けやすい環境の整備その他必要な施策を講ずるものとする。

第十三条第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 アピアランスケア(がん又はその治療に伴う外見の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアをいう。)その他のがん患者の社会参加の促進に対する支援

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県条例第十九号

群馬県知事 山本 一太

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

群馬県医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料条例(平成十二年群馬県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

別表法第十四条第七項(同条第十五項において準用する場合を含む。)又は法第八十条第一項の規定による調査を申請する者の項中「第十四条第七項(同条第十五項)を「第十四条第六項(同条第十三項)に、「第十五項の」を「第十三項の」に改め、同表法第十四条第十五項の規定による承認事項の変更の承認を申請する者の項中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改め、同表法第十四条の二第一項に規定する確認を申請する者の項中「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第七項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令」に改める。

附則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。

群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県条例第二十号

群馬県知事 山本 一太

群馬県国民健康保険条例の一部を改正する条例

群馬県国民健康保険条例(平成三十年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

- 第十一条の次に次の一条を加える。
- 第十一条の次に次の一条を加える。
- (子ども・子育て支援納付金納付金基礎額に係る係数の基準等)
- 第十一条の二 算定政令第十一条の二第三項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得係数の基準は、同項第一号に掲げる額を同項第二号に掲げる額で除して得た数とする。
- 2 算定政令第十一条の二第四項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金所得割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第一号に掲げる数とする。
- 3 算定政令第十一条の二第五項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者数等割合は、各市町村につき、当該市町村に係る同項第二号に掲げる数とする。
- 4 算定政令第十一条の二第七項の条例で定める子ども・子育て支援納付金納付金被保険者均等割指数の範囲は、零を超え一未満とする。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十一号
群馬県食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

群馬県食品衛生法施行条例(平成十二年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第五号ロ中「別表第二第一号(1)」を「ただし、従業者が常駐せず全自動調理機(自動的に食品を調理し、調理された食品を提供する機能を有する調理器具であつて、政令第三十四条の二第二号の調理の機能を有する自動販売機と同等以上の材質、構造、機能等を有するものをいう。以下同じ。)」により調理された食品を販売する営業を除く。別表第二第一号イ(1)に改め、同号ハ中「場合」の下に「(従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合を除く。別表第二第一号イにおいて同じ。)」を加え、同号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業のうち、従業者が常駐せず全自動調理機により調理された食品を販売する場合にあつては、第三号チ、リ、ヲ、ワ、タ及びレ並びに前号トの基準を適用しない。

別表第二第一号を次のように改める。

一 政令第三十五条第一号に規定する飲食店営業

イ 自動車において調理をする場合にあつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 簡易な営業にあつては、一日の営業において約四十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (2) 比較的大量の水を要しない営業にあつては、一日の営業において約八十リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。
- (3) 比較的大量の水を要する営業にあつては、一日の営業において約二百リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することができる貯水設備を有すること。

ロ 従業者が常駐せず、全自動調理機により調理された食品を販売する場合に

あつては、次に掲げる要件を満たすこと。

- (1) 施設(全自動調理機を含む。(2)及び(6)において同じ。)の全体の衛生状況を確保するための監視設備を有すること。
- (2) 施設に異常が生じた場合に、当該施設の従業者が全自動調理機を停止することができる機能を有すること。
- (3) 全自動調理機が、原材料の温度、調理の工程等の状況を監視し、異常が生じた場合に自動的に停止する機能を有すること。
- (4) 全自動調理機が、外部からの汚染等を防止する構造を持つ、調理後の食品に係る保管設備を有すること。
- (5) 全自動調理機が、調理後の食品について、一定の時間を経過した場合に、当該食品を提供しない機能を有すること。
- (6) 施設に異常が生じた場合に当該施設の従業者と連絡ができるよう、当該従業者との連絡先の掲示を行うこと。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十二号
群馬県再生資源物の屋外保管等の規制に関する条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第六条）
第二章 再生資源物屋外保管業の規制（第七条―第十九条）
第三章 雑則（第二十条―第二十六条）
第四章 罰則（第二十七条―第二十九条）
附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、再資源化のために取引される金属及びプラスチックの屋外保管等について必要な規制を行うことにより、その適正化を図り、生活環境の保全に資するとともに、県民が安全に安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 再生資源物 使用を終了し、収集された物のうち、次に掲げるものをいう。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）

以下「法」という。）第二条第一項の廃棄物（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二百一条の規定により廃棄物とみなされるものを含む。）、法第十七条の二第一項の有害使用済機器並びに放射物質及びこれによって汚染された物を除く。

イ 金属又は金属を含む混合物

ロ プラスチック又はプラスチックを含む混合物

二 屋外保管等 再生資源物を積み上げる作業の用に供することができる機械のうち規則で定めるものを使用して行う再生資源物の屋外（屋根及び周壁又はこ

れらに類するものを有し、土地に定着した建造物の外をいう。第二十条及び第二十一条第一項において同じ。）における保管又は再生資源物の破碎、切断、圧縮、解体、洗浄その他の処理（第七条第二項第六号において「破碎等」という。）をいう。

三 再生資源物屋外保管業 屋外保管等をする事業（自ら原材料として使用するために屋外保管等をする事業を除く。）をいう。

四 再生資源物屋外保管業者 第七条第一項の許可を受けて再生資源物屋外保管業を行う者をいう。

五 再生資源物屋外保管事業場 再生資源物屋外保管業の用に供する事業場をいう。

六 保管物 再生資源物屋外保管事業場において保管される再生資源物（当該再生資源物と一体的に保管される物品を含む。）をいう。

（再生資源物屋外保管業者の責務）

第三条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場からの保管物の崩落又は再生資源物屋外保管事業場における火災の発生若しくは延焼（次条第一項において「保管物の崩落等」という。）を未然に防止するとともに、再生資源物屋外保管業により県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障を生じさせないよう努めなければならない。

2 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場に係る苦情があり、又は紛争が生じたときは、誠意をもって解決するよう努めなければならない。

（土地所有者等の責務）

第四条 土地の所有者又は当該土地の使用及び収益を目的とする権利を有する者（以下この条において「土地所有者等」という。）は、再生資源物屋外保管業を行うおととする者に対し土地を譲渡し、又は使用させようとするときは、当該者が保管物の崩落等を未然に防止する措置を講ずること並びに再生資源物屋外保管事業場が県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障を生じさせないものであることを確認するよう努めなければならない。

2 土地所有者等は、前項の規定による確認ができないときは、再生資源物屋外保管業を行うおととする者に対し当該土地を譲渡し、又は使用させないよう努めなければ

ばならない。

(県の責務)

第五条 県は、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障の発生を防止するため、市町村と連携して、その区域内における屋外保管等の状況を把握し、屋外保管等が適正に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市町村への支援)

第六条 県は、市町村が講ずる屋外保管等に係る措置について、市町村に対し、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

第二章 再生資源物屋外保管業の規制

(再生資源物屋外保管業の許可)

第七条 再生資源物屋外保管業を行おうとする者は、あらかじめ知事の許可を受けなければならない。ただし、再生資源物屋外保管事業場の敷地面積が百平方メートルを超えない場合(複数の再生資源物屋外保管事業場が隣接する場合にあっては、これらの敷地面積の合計が百平方メートルを超えるときを除く。)は、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に再生資源物屋外保管事業場及びその周辺の状況を示す図面その他の規則で定める書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 再生資源物屋外保管事業場の所在地及び敷地面積

三 再生資源物屋外保管事業場の構造及び設備

四 再生資源物を保管する場所の位置及び面積並びに保管物の規則で定める区分

五 保管物を積み上げる高さその他の規則で定める保管の方法

六 再生資源物の破砕等をする場合にあっては、当該破砕等をする場所の位置及び面積、当該破砕等の種類及び方法その他の規則で定める事項

七 前各号に定めるもののほか、規則で定める事項

3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

4 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間(以下この項及び次項にお

いて「許可の有効期間」という。)の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なお効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

(許可の基準)

第八条 知事は、前条第一項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき又はその申請の手続がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 当該申請に係る再生資源物屋外保管業の計画が第十条第二号から第七号までに掲げる基準に適合するものであること。

二 再生資源物屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

イ 再生資源物屋外保管事業場の周囲に囲いが設けられていること。

ロ 保管物の荷重が直接囲いにかかり、又はかかるおそれがある構造である場合にあっては、当該荷重に対して当該囲いが構造耐力上安全であること。

ハ 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油が流出し、又は地下に浸透するおそれがある場合にあっては、屋外保管等をする場所の底面が不透水性の材料で覆われているとともに、油水分離装置(油を含む水を処理する装置をいう。)及び当該装置に接続している排水溝が設けられていること。

三 前条第一項の許可の申請をする者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として規則で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

ニ 法、浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)その他生活環境の保全を目的とする法令のうち規則で定めるもの、この条例若しくはこれらの法令若しくは条例に基づく処分又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第

一項を除く。)に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ホ 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪又は暴力行爲等処罰ニ関スル法律(大正十五年法律第六十号)の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ヘ 法第七条の四第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項(第四号に係る部分を除く。)若しくは第二項(これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定により許可を取り消され、その取消の日から五年を経過しない者(当該許可を取り消された者が法人である場合(法第七条の四第一項第三号又は法第十四条の三の二第一項第三号(法第十四条の六において準用する場合を含む。))に該当することにより許可が取り消された場合を除く。)においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日以前六十日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。)であつた者のうち当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。)

ト 法第七条の四若しくは法第十四条の三の二(法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第四十一条第二項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項(法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。チにおいて同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。

チにおいて同じ。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)のうち当該届出の日から五年を経過しないもの

チ トに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分等の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、トの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の規則で定める使用人であつた者のうち当該届出の日から五年を経過しないもの

リ 第十七条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者

ヌ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

ル 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号の暴力団員(以下この号において「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者(ヨにおいて「暴力団員等」という。)

ロ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。)がイからルまでのいずれかに該当するもの

ワ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者のあるもの

カ 個人で規則で定める使用人のうちイからルまでのいずれかに該当する者があるもの

ヨ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

(許可の条件)

第九条 知事は、第七条第一項の許可には、県民生活の安全の確保及び生活環境の保

全において必要な条件を付することができる。

(基準遵守義務)

第十条 再生資源物屋外保管業者は、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

一 再生資源物屋外保管事業場を第八条第二号の基準に適合するように維持すること。

二 容器を用いずに保管する場合には、積み上げられた保管物の高さが規則で定める高さを超えないようにすること。

三 再生資源物屋外保管事業場における火災の発生又は延焼を防止するために規則で定める措置を講ずること。

四 屋外保管等に伴って生じた汚水又は油の飛散、流出及び地下への浸透並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。

五 屋外保管等に伴う生活環境の保全に支障を生じさせる騒音又は振動の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

六 再生資源物屋外保管事業場におけるねずみの生息及び蚊、はえその他の害虫の発生を防止するために必要な措置を講ずること。

七 営業時間内は、外部から屋外保管等の状況が確認できること。
(変更の許可等)

第十一条 再生資源物屋外保管業者は、第七条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

二 第八条及び第九条の規定は、前項の許可について準用する。

三 再生資源物屋外保管業者は、第一項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたとき又は第七条第二項第一号若しくは第七号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更の日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

(名義貸しの禁止)

第十二条 再生資源物屋外保管業者は、自己の名義をもって、他人に再生資源物屋外保管業を行わせてはならない。

(廃業等の届出)

第十三条 再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日(第一号に掲げる場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

い。

一 死亡した場合 その相続人

二 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

三 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

四 法人が合併又は破産手続開始の決定以外の理由により消滅し、又は解散した場合 その清算人

五 その許可に係る再生資源物屋外保管業を廃止した場合 再生資源物屋外保管業者であった個人又は再生資源物屋外保管業者であった法人を代表する役員

(標識の掲示)

第十四条 再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、再生資源物屋外保管事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称その他の規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

二 再生資源物屋外保管業者は、その事業の規模が著しく小さい場合その他の規則で定める場合を除き、前項の事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをい)、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供しなければならない。

(帳簿の作成及び保存)

第十五条 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物屋外保管事業場ごとに帳簿を作成しなければならない。

二 再生資源物屋外保管業者は、再生資源物の受取又は引渡し(以下この項において「取引」という。)をしたときは、その都度、取引の年月日、取引の相手方の氏名又は名称、取引をした再生資源物の種類その他の規則で定める事項を前項の帳簿に記載し、又は電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により記録しなければならない。

三 再生資源物屋外保管業者は、規則で定めるところにより、第一項の帳簿を一年ご

とに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

(現場責任者)

第十六条 再生資源物屋外保管業者は、当該再生資源物屋外保管事業場に係る業務を適切に行わせるため、再生資源物屋外保管事業場ごとに現場責任者を置かなければならない。

(勧告及び保管方法等の改善命令等)

第十七条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めて、屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべき旨の勧告をすることができる。

- 一 第七条第一項又は第十一条第一項の許可に係る再生資源物屋外保管事業場が第十条各号に掲げる基準に適合しなくなったとき。
- 二 再生資源物屋外保管業者が第九条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反したとき。
- 三 再生資源物屋外保管業者が前三条の規定に違反したとき。

2 知事は、前項の勧告(同項第一号又は第二号に係るものに限る。)を受けた再生資源物屋外保管業者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めてその勧告に係る屋外保管等の方法の改善その他必要な措置を講ずべきことを命じ、又は期間を定めて再生資源物屋外保管業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(措置命令)

第十八条 知事は、再生資源物屋外保管業者が前条第一項第一号又は第二号に該当する場合において、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該再生資源物屋外保管業者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 知事は、第七条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業が行われた場合において、県民生活の安全の確保及び生活環境の保全における支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるときは、必要な限度において、当該再生資源物屋外保管業を行った者に対し、期限を定めて、その支障の除去又は発生の防止のため

めに必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(許可の取消し等)

第十九条 知事は、再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 不正の手段により第七条第一項又は第十一条第一項の許可を受けたとき。
 - 二 第八条第三号イからヨまで(同号リを除く。)のいずれかに該当するに至つたとき。
 - 三 第十七条第二項又は前条第一項の規定による命令に違反したとき。
- 2 知事は、再生資源物屋外保管業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
- 一 第九条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定により許可に付された条件に違反したとき。
 - 二 第十条又は第十一条第一項の規定に違反して再生資源物屋外保管業を行ったとき。
 - 三 前二項の規定により第七条第一項の許可を取り消された者は、取り消された許可に係る再生資源物屋外保管事業場が規則で定める基準に適合していることについて知事の確認を受け、遅滞なく廃止しなければならない。

第三章 雑則

(報告徴収)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、再生資源物又は再生資源物であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者その他の関係者に対し、再生資源物屋外保管業その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第二十一条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、再生資源物又は再生資源物であることの疑いのある物の屋外における保管を業とする者の事業場、事務所その他の施設に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係

者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(関係行政機関への照会等)

第二十二條 知事は、この条例の規定に基づく事務に関し、関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、照会し、又は協力を求めることができる。

(手数料)

第二十三條 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める額の手料を納付しなければならない。

一 第七條第一項の規定により再生資源物屋外保管業の許可を申請する者 五万六千円

二 第七條第三項の規定により再生資源物屋外保管業の更新の許可を申請する者 四万八千円

三 第十一條第一項の規定により再生資源物屋外保管業の変更の許可を申請する者 四万六千円

2 納付した手数料は、返還しない。

(適用除外)

第二十四條 この条例の規定は、次の各号のいずれかに該当する場合は、適用しない。

一 国又は地方公共団体が屋外保管等を行う場合

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第三十五号)第十三條の二第一号に規定する許可、認定、委託又は指定(以下この号において「許可等」という。)を受けた者が当該許可等に係る事業場において、当該許可等を受けた事業の範囲内で屋外保管等を行う場合

三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第六十條第一項の許可を受けた解体業者又は同法第六十七條第一項の許可を受けた破砕業者がこれらの許可に係る事業所において、これらの許可を受けた事業の範囲内で屋外保管等を行う場合

(市町村の条例との関係)

第二十五條 市町村が屋外保管等の規制に係る内容の条例を制定し、又は制定しようとする場合であつて、知事が当該市町村の長と協議し、当該条例がこの条例の趣

旨に即したものと認めるときは、当該市町村を指定するものとする。この場合において、この条例の規定(第五条及び第六条を除く。)は、適用しない。

2 前項の指定は、規則で定めるところにより告示をしてするものとする。

3 前二項の規定は、第一項の指定の解除について準用する。

(委任)

第二十六條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

(罰則)

第二十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項の規定に違反して、再生資源物屋外保管業を行った者

二 第十一條第一項の規定に違反して、第七條第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更した者

三 不正の手段により第七條第一項又は第十一條第一項の許可を受けた者

四 第十二條の規定に違反して、他人に再生資源物屋外保管業を行わせた者

五 第十七條第二項又は第十八條第一項若しくは第二項の規定による命令に違反した者

第二十八條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十一條第三項又は第十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第二十一條第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

(両罰規定)

第二十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。
- (準備行為)
- 2 再生資源物屋外保管業を行おうとする者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第二項の規定の例により、同条第一項の許可の申請を行うことができる。
- 3 知事は、施行日前においても、第二十五条第一項の規定による指定、同条第二項の規定による告示、前項に規定する申請の受付その他この条例の実施のために必要な準備行為を行うことができる。
- (経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に再生資源物屋外保管業を行っている者(第七条第一項ただし書に該当する者を除く。)は、施行日から起算して六月間は、同項の許可を受けなくても、再生資源物屋外保管業を行うことができる。
- 5 前項に規定する者は、施行日から起算して六月を経過する日までの間に、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。
- 6 前項に規定する期間内に、同項の規定による届出をした者は、施行日において第七条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 7 附則第四項に規定する者がこの条例の施行の際現に使用している再生資源物屋外保管事業場については、第八条(第二号に係る部分に限る。)及び第十条の規定は、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。
- 8 前項の規定にかかわらず、附則第五項の規定による届出をした者がこの条例の施行の際現に使用している再生資源物屋外保管事業場については、第八条(第二号に係る部分に限る。)及び第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定は、施行日から起算して一年を経過する日までの間は、適用しない。

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第二十三号

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例(平成十年群馬県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第三赤城ふれあいの森の項中

バンガロー	一棟一泊につき	五、六五〇円
テント	一張り一泊につき	二、二〇〇円
間伐学習館宿泊室	一室一泊につき	五、六五〇円

を

バンガロー	一棟一泊につき	五、六五〇円
	一棟一時間につき	四七〇円
テント	一張り一泊につき	二、二〇〇円
	一張り一時間につき	一八〇円
間伐学習館宿泊室	一室一泊につき	五、六五〇円
	一室一時間につき	四七〇円

に改める。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第二十四号

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県立農林大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十七年群馬県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

(コース)

第三条 大学校にコースを置き、その名称、定員及び修業年限は、規則で定める。

第六条第一項中「(農林部に限る。以下この条において同じ。)」を削る。

第七条中「研修部に入校した者その他」を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の第三条に規定する農林部及びその学科は、この条例の施行の日の前日において当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとして扱う。

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第二十五号

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県立産業技術センターの設置及び管理に関する条例(平成十五年群馬県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第四」を「別表第五」に改め、「(群馬県立繊維工業試験場を除く。次条第二項及び第六条において同じ。)」を削る。

第八条第七項中「第五項」を「第六項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「又は前項」を「又は第四項」に改め、同条第一号中「別表第三」を「別表第四」に改め、同条第二号中「前項」を「第四項」に、「別表第四」を「別表第五」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 群馬県立繊維工業試験場(以下「繊維工業試験場」という。)の施設の利用者は、別表第三に掲げる区分に応じた額の使用料を納付しなければならない。

第九条第三項中「群馬県立繊維工業試験場」を「繊維工業試験場」に改め、同条第四項第一号中「別表第五」を「別表第六」に改め、同条第二号中「別表第六」を「別表第七」に改め、同条第五項中「別表第七」を「別表第八」に改める。

別表第七を別表第八とする。

別表第六コンピュータによる設計又は解析の項中「三、三〇〇円」を「二、三〇〇円」に改め、同表を別表第七とする。

別表第五試験の項中「八三〇円」を「九八〇円」に改め、同表分析の項中「二五、五〇〇円」を「二〇、六〇〇円」に改め、同表を別表第六とする。

別表第四を別表第五とし、別表第三を別表第四とし、別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三(第三条、第八条関係)

別表第三(第三条、第八条関係)

区分	単位	金額

オープンインベージョンルーム

一時間につき

九〇〇円

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第六及び別表第七の規定は、この条例の施行の日以後にされる試験等の依頼に係る手数料について適用し、同日前にされた試験等の依頼に係る手数料については、なお従前の例による。

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県条例第二十六号

群馬県知事 山本 一太

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

群馬県武尊山観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例(昭和五十一年群馬県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 有料施設の利用料(以下「利用料金」という。)の收受等に関する業務

第十三条を次のように改める。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第十三条 知事は、法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として收受させるものとする。

2 前項の場合における利用料金の額は、別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金の額について知事の承認を得なければならない。

第十五条を第十八条とする。

第十四条に次の二項を加える。

3 第一項の場合(管理の業務の一部の停止を命じ、又は実施が困難であると認められた場合にあつては、当該管理の業務の一部に利用料金の收受等に関する業務が含まれるときに限る。)においては、第十三条の規定にかかわらず、知事は、利用者から別表第二に定める額に百分の二百を乗じて得た額の範囲内において知事が定める額の使用料を徴収するものとする。ただし、利用者が当該利用について第十四条第一項の規定による利用料金を納付しているときは、この限りでない。

4 前項の場合においては、第十四条から前条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「あらかじめ知事の承認を受けた基準により」とある

るのは「特別の理由があると認めるときは」と読み替えるものとする。

第十四条を第十七条とする。

第十三条の次に次の三条を加える。

(利用料金の納付)

第十四条 利用者は、指定管理者に対し、指定管理者が定めた利用料金を納付しなければならぬ。

2 利用料金は、前納とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用料金の返還)

第十五条 指定管理者が既に收受した利用料金は、返還しない。ただし、利用者の責めに帰することができない理由により有料施設を利用することができなくなつた場合は、この限りでない。

(利用料金の減免)

第十六条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を受けた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

別表第二中「第十三条」の下に「、第十七条」を加える。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

ツモグンマの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第二十七号

ツモグンマの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

ツモグンマの設置及び管理に関する条例(令和七年群馬県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「者は、」の下に「満十二歳に達した日の翌日から満十八歳に達した日以後の最初の三月三十一日までの間にある者(」を加え、「小学校、中学校」に改め、「(後期課程に限る。)」及び「(中学部及び高等部に限る。)」を削り、「生徒(満十二歳に達した日の翌日以後における最初の学年(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この条において同じ。)から満十八歳に達した日の属する学年までに属する)」を「児童、生徒又は学生である」に、「」並びに「」及び「」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県立公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十八号
群馬県立公園条例の一部を改正する条例

群馬県立公園条例(昭和三十三年群馬県条例第二十三号)の一部を次のように改正する。

第十七条第三項及び第二十一条の三第八号中「別表第四第二号の表」を「別表第四第三号の表」に改める。

別表第一敷島公園の項の次に次のように加える。

群馬の森	管理棟(多目的室に限る。)
------	---------------

別表第四中第二号の表を第三号の表とし、第一号の表の次に次の一表を加える。

二 群馬の森の有料公園施設を利用する場合

施設名	使用区分		
多目的室	一日		
	午前		
	午後		
	時間外		
四、三三〇円	二、一五〇円	二、八九〇円	二、一五〇円

注 一日とは八時三十分から十七時までを、午前とは八時三十分から十二時までを、午後とは十二時から十七時までを、時間外とは八時三十分前及び十七時後をいう。

附則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第二十九号
群馬県営住宅管理条例の一部を改正する条例

群馬県営住宅管理条例(昭和三十五年群馬県条例第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号中「イ、ロ又はハに掲げる場合」を「、次に掲げる区分」に、「イ、ロ又はハに掲げる金額」を「次に定める金額」に改め、同号ハ中「及びロを「からニまで」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロを同号ニとし、同号イを同号ハとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 十八歳未満の者を扶養し、これと現に同居し、又は同居しようとする場合 二十五万九千円

ロ 入居者が配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)その他婚姻の予約者を含む。第十五条第二項第二号イを除き、以下同じ。のみと現に同居し、又は同居しようとする者であつて、入居者及び配偶者がいずれも三十九歳以下の者である場合 二十五万九千円

第五条第一項第三号イ中「(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者)その他婚姻の予約者を含む。第十五条第二項第二号イを除き、以下同じ。」を削る。

第六条第三項中「前条第一項第一号ロ」を「前条第一項第一号ニ」に改める。

第十条第六号及び第七号を次のように改める。

六 十八歳未満の者を扶養し、これと現に同居し、又は同居しようとする者

七 三十九歳以下の配偶者のみと現に同居し、又は同居しようとする三十九歳以下

下の者

第十五条第二項第一号ト中「第五条第一項第一号イ、ロ又はハ」を「第五条第一項第一号イからホまで」に、「同号イ、ロ又はハに掲げる」を「同号イからホまでに定める」に改める。

第十六条第二項第一号ロ(2)中「第十条第三号」の下に「又は第六号」を加え、同項第五号ロ中「第五条第一項第一号イ、ロ又はハ」を「第五条第一項第一号イからホ

まで」に、「同号イ、ロ又はハに掲げる」を「同号イからホまでに定める」に改める。
 第二十条第四項中「第五条第一項第一号イ」を「第五条第一項第一号イ、ロ又はハ」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に県営住宅に入居している者に対する群馬県県営住宅管理条例第二十条に規定する収入額の認定及び同条例第三十五条第一項に規定する収入超過者の認定については、この条例による改正後の第五条第一項第一号の規定は、令和九年度の家賃の算定の基礎となるこれらの認定から適用する。

群馬県公契約条例をここに公布する。
 令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十号
群馬県公契約条例

(目的)

第一条 この条例は、県と事業者が対等な立場で公契約を締結することを踏まえ、公契約の基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにするとともに、相互に協力して公契約に関する施策を総合的に推進することにより、公契約の公正かつ適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公契約 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条第一項の規定により、県が締結する売買、貸借、請負その他の契約で、その目的たる給付に対して、県が対価を支払う義務を負うものをいう。

二 事業者 県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

三 下請負者等 次のいずれかに該当する者をいう。

イ 下請、再委託その他いかなる名義をもつてするかを問わず、県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者

ロ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）第二条第二号に規定する派遣労働者を事業者

又はイに掲げる者が行う公契約に係る業務に従事させる者

四 事業者等 事業者及び下請負者等をいう。

五 公契約従事者 公契約に係る業務に従事する者をいう。

(基本理念)

第三条 公契約は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保され、談合その他の不正行為が排除されていること。

二 公契約は、県民の生活に関わる公共サービス等の提供のために行われることを踏まえ、そのサービス等の質を確保するため、経済性に配慮しつつ、価格以外

の多様な要素も考慮し、総合的に優れた内容であること。

三 公契約は、公契約従事者の労働環境の整備及び地域経済の振興が図られるよう、適切な措置が講じられたものであること。

四 公契約は、その締結に至る過程において、県政の課題解決に向けて、事業者が行う社会的価値の実現に資する取組が勘案されたものであること。

(県の責務)

第四条 県は、入札及び公契約における談合その他の不正行為の排除の徹底を図り、公正かつ公平な競争を促進するとともに、公契約の締結に至る過程及び内容の透明性を確保しなければならない。

2 県は、社会経済情勢の変化等を勘案し、原材料費、労務費その他の取引価格、需給の状況等(以下「市場価格等」という。)を踏まえ、適切に予定価格を積算するとともに、市場価格等の変動その他の契約後の事情に配慮し、必要に応じ、契約変更その他の適切な措置を講ずるものとする。

3 県は、公契約の発注に当たっては、特定の時期に集中しないよう計画的に行うとともに、適切な契約期間の設定に努めるものとする。

4 県は、入札及び公契約の締結の方法の決定に当たっては、その性質又は目的に応じて、多様な方法の中から適切な方法を選択するものとする。

5 県は、公契約従事者の労働環境の整備が図られるよう、公契約の適正な締結及び履行に必要な措置を講ずるとともに、地域経済の振興に資するよう、公契約の性質又は目的に応じて、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注機会の確保に努めるものとする。

6 県は、前各項に掲げるもののほか、第三条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、この条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとする。

(事業者等の責務)

第五条 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者として社会的な責任を有することを認識し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)その他の法令を遵守しなければならない。

2 事業者等は、公共サービス等の質を確保するため、公契約に基づく債務を適正に履行しなければならない。

3 事業者等は、公契約に基づく債務の履行に伴い、下請負者等と契約を締結するとき、適正な見積りを基に、対等な立場における合意に基づく公正な契約を締結しなければならない。

4 事業者等は、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)その他の労働関係法令を遵守するとともに、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備を図らなければならない。

5 事業者等は、県が実施する公契約に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(取組方針)

第六条 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取り組むべき方針(以下「取組方針」という。)を定めるものとする。

2 取組方針には、公契約に係る取組の総合的かつ効果的な推進に関する必要な事項を定めるものとする。

(労働環境整備の確認のための措置)

第七条 県は、規則で定める公契約の相手方である事業者等に対し、公契約従事者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するため、報告書の提出を求め、又は必要に応じ自主的な改善措置を促すことその他の必要な措置を講ずるものとする。

(意見聴取)

第八条 県は、この条例の適切な運用を図るため、必要に応じ、取組方針その他の重要事項について、学識経験者及び関係団体の意見を聴くものとする。

(指定管理者制度における取扱い)

第九条 県が公の施設の管理を指定管理者(地方自治法第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。)に行わせる場合は、この条例の趣旨を踏まえ、公契約に準ずる取扱いをするものとする。

(委任)

第十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日

から施行する。

(準備行為)

2 第六条第一項の規定による取組方針の策定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の目前においても、同条及び第八条の規定の例により行うことができる。

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県知事 山 本 一 太

群馬県条例第三十一号

群馬県立学校職員定数条例及び群馬県市町村立学校職員定数条例の一部を改正する条例

(群馬県立学校職員定数条例の一部改正)

第一条 群馬県立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二号中「二、七五九人」を「二、七五七人」に、「三、一九〇人」を「三、一八八人」に改め、同項第四号イ中「八二一人」を「八一九人」に、「八六八人」を「八六六人」に改め、同号ロ中「六六五人」を「六八六人」に、「七九四人」を「八一五人」に改める。

(群馬県市町村立学校職員定数条例の一部改正)

第二条 群馬県市町村立学校職員定数条例(昭和三十一年群馬県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「六、三六一人」を「六、三六〇人」に、「三三二人」を「三〇人」に、「三一九人」を「三二七人」に、「六、七二二人」を「六、七〇七人」に改め、同項第二号中「三、七八一人」を「三、八六八人」に、「一九人」を「二〇人」に、「二八一人」を「二七九人」に、「三、九八一人」を「四、〇六七人」に改め、同項第三号中「一三三二人」を「一四三三人」に、「一三七七人」を「一四八八人」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月二十六日

群馬県知事 山本 一太

群馬県条例第三十二号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第四条中「初任給調整手当」の下に「(第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。)」を加える。

第十一条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(初任給調整手当)」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十一条の四 新たに採用された学校職員であつて、採用の日において、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち第五条第四項の規定により当該学校職員の属する職務の級並びに第六条第一項、第三項、第五項及び第六項の規定により当該学校職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務学校職員その他の教育委員会規則で定める学校職員にあつては、教育委員会規則で定める額)並びにこれに第十五条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に十二を乗じ、その額を勤務時間条例第三条第一項に規定する勤務時間に五十二を乗じたもので除して得た額(その額に五十銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十銭以上一円未満の端数を生じたときはこれを一円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して教育委員会規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から教育委員会規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額を、教育委員会規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける学校職員以外の学校職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される学校職員との権衡上必要があると認められるものとして教育委員会規則で定めるものには、教育委員会規則の定めるところにより、前二項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

4 前三項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第十六条第一項第二号中「及び次項」を「次項及び第四項」に改め、同条第二項中「から第四項まで」を「次項及び第五項」に、「掲げる額」を「定める額」に改め、同項第二号中「次に掲げる学校職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる」を「七万八千円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会の同意を得て教育委員会規則で定める」に改め、同号イからワまでを削り、同項第三号中「掲げる額」を「定める額」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項第二号又は第三号に掲げる学校職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が教育委員会規則で定める要件を満たすものに限る。第一号において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(教育委員会規則で定める学校職員を除く。)の通勤手当の額は、前二項の規定にかかわらず、月の一日から末日までの期間につき、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 駐車場等に係る通勤手当 五千円を超えない範囲内で一箇月当たりの駐車場の料金の相当する額として教育委員会規則で定める額

二 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前二項の規定による額

第十七条の二第四項を削る。

第十九条第二項中「給料の月額に対する地域手当の月額、寒冷地手当」を「前項の手当(第一種初任給調整手当を除く。)」に改める。

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)
第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和四年群馬県条例第六十三号)の一部を次のように改正する。

附則第二条中「この条例による改正後の」及び「(以下「改正後の条例」とい

う。」を削る。

附則第三条第一項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に、「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」を「同条例」に改め、同条第四項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に改め、同条第五項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に改め、同条第六項中「改正後の条例」を「群馬県公立学校職員の給与に関する条例」に改め、同条第七項中「及び第三項」に改め、「並びに改正後の条例第六条第四項及び第六項」を削る。

附則

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第一条中群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十七条の二第四項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の群馬県公立学校職員の給与に関する条例第十七条の二の規定は、令和七年四月一日から適用する。

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第三十三号

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成六年群馬県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条の二第四項中「その他教育委員会規則で定める者」の下に「（第二十一条の三第一項において「配偶者等」という。）」を加える。

第十六条の三第二項中「前項に規定する期間内における正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて」を削る。

第二十一条の次に次の三条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした学校職員等に対する意向確認等）

第二十一条の二 教育委員会は、職員の育児休業等に関する条例（平成四年群馬県条例第一号）第三十二条第一項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした学校職員（以下この項において「申出学校職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 申出学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出学校職員の意向を確認するための措置
- 三 職員の育児休業等に関する条例第三十二条第一項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出学校職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出学校職員の意向を確認するための措置

2 教育委員会は、三歳に満たない子を養育する学校職員（以下この項において「対象学校職員」という。）に対して、教育委員会規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 対象学校職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
- 二 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象学校職員の意向を確認するための措置
- 三 対象学校職員の三歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象学校職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活の両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象学校職員の意向を確認するための措置

3 教育委員会は、第一項第三号又は前項第三号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った学校職員に対する意向確認等）

第二十一条の三 教育委員会は、学校職員が配偶者等が当該学校職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該学校職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該学校職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 教育委員会は、学校職員に対して、当該学校職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第二十一条の四 教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 学校職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- 二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- 三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 教育委員会は、この条例の施行の日前においても、改正後の第二十一条の二第二項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、同日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第三十四号

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和三十三年群馬県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第三条の三の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により第一種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第一種初任給調整手当を支給する。

第三条の三の次に次の一条を加える。

第三条の四 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、企業管理規程で定める方法により算出した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して企業管理規程で定める額を下回る職員に対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年三月二十六日

群馬県条例第三十五号

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

群馬県知事 山本 一太

群馬県病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成十四年群馬県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「初任給調整手当」の下に「（第一種初任給調整手当及び第二種初任給調整手当をいう。）」を加える。

第六条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

第六条の二 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、病院管理規程で定める方法により算出した額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して病院管理規程で定める額を下回る職員に対して支給する。

2 前項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第二十六条第二項中「初任給調整手当」を「第一種初任給調整手当」に改める。

附 則

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
